

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第1条台項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人件費を除く。)に充てるものとする。

(歳入) 地方消費税交付金 320,000千円
 内 地方消費税交付金(社会保障財源化分) (170,000千円)

(歳出) 【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	経費	財 源 内 訳					
		特 定 財 源			一 般 財 源		
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	そ の 他	
社 会 福 祉	社 会 福 祉 事 業	143,543	2,377	0	19,899	6,500	114,767
	高 齢 者 福 祉 事 業	99,091	4,010	0	9,581	5,500	80,000
	障 害 者 福 祉 事 業	1,206,769	897,871	0	0	20,000	288,898
	児 童 福 祉 事 業	1,791,443	944,733	0	135,710	53,800	657,200
	包 括 支 援 事 業	195,594	0	0	106,412	10,800	78,382
	重度心身障害者等医療給付事業	82,198	37,529	0	0	2,800	41,869
	ひとり親家庭等医療費支給事業	34,274	16,031	0	0	1,100	17,143
子 ども 医 療 支 給 事 業	105,805	37,870	0	30,000	2,400	35,535	
社 会 保 険	国民健康保険特別会計(繰出金)	294,583	120,000	0	0	9,500	165,083
	後期高齢者医療特別会計(繰出金)	441,562	74,374	0	0	21,900	345,288
	介護保険広域連合(繰出金)	460,832	0	0	0	28,000	432,832
保 健 衛 生	保 健 衛 生 事 業	189,479	0	33,500	73,616	5,700	76,663
	疾 病 予 防 事 業	62,033	11,886	0	1,373	1,300	47,474
	母 子 保 健 事 業	88,236	19,158	0	30,000	700	38,378
合計	5,195,442	2,165,839	33,500	406,591	170,000	2,419,512	